

市長	副市長	部長	所長	次長	係長	記録	係回覧

【所属名：福祉事務所】

【会議名：差別解消支援地域協議会】

開示

一部開示

(理由:条例第 条第 号 該当)

不開示

時限不開示 (開示: 年 月 日)

## 会 議 録

作成日 平成 30 年 12 月 13 日

日	平成 30 年 12 月 13 日(木)	時間	15 : 30 ~ 16 : 00	場所	こころの総合ケアセンター 地域交流ホール
件名	平成 30 年度 第 1 回糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会				
出席者	別紙委員名簿のとおり (欠席委員) 斉藤(喜)委員、太田委員、猪又委員				

### 会議要旨

別紙次第により、第 1 回の障害者差別解消支援地域協議会を開催した。

#### 1 開会 (進行: 山岸障害係長)

#### 2 会長、副会長の選任

- ・会長、副会長の選任は、設置要綱第 4 条の規定により、委員による互選となっている。
- ・委員に諮ったところ、事務局一任との声があり、事務局案として、身体障害者会の斉藤喜平治委員を会長に、クレヨンの会の牛木祐美子委員を副会長に推薦したところ、全員一致で承認された。

#### 3 自己紹介

- ・委員の自己紹介を行った。

#### 4 報告・協議事項

##### (1) 障害者差別解消法の概要と協議会の役割

##### (2) 障害者差別に関する相談の流れ

##### (3) 今後の取組について

- ・別紙資料により、事務局より説明。
- ・内容について特に意見なく、障害者の差別について、委員と意見交換を行った。

(山口委員)

- ・相談支援で個々に関わっていると、差別事例にも直面する。
- ・差別だと感じることで、アパートを借りるときに障害者であることで、火事や周囲への迷惑行為について心配される時がある。
- ・そういう場面に急に直面した場合は、どう対応していけば良いか。

(川合委員)

- ・この協議会は、設置要綱第2条に規定する事項を協議する場になっている。それを頭においてこの会を進めてほしい。

(横澤委員)

- ・施設において、差別に関する相談が、それを苦情とするかの判断が難しい。

(事務局)

- ・そういったことについても、この協議会で検討していきたい。

(牛木委員)

- ・こういった差別に関する知識が不足していると感じる。

(川辺委員)

- ・他の自治体の事例では、先ほどのアパートの件については、自治体が大家さんとの関係調整をして、その中で弁護士が介入するケースもある。

(齊藤(明)委員)

- ・グループホームを作る時も、良いことなのだが、自分の家の隣は嫌だという人もいる。そこで生活する中で徐々に理解してもらったが、反発も多かった。
- ・地域の一員として認めてもらえるように、協議会でどう取り組んでいけるか話し合えるといい。

(吉井委員)

- ・就職した障害者が、職場での差別的な対応に悩んでいる話も聞く。どう対応すればよいか難しい。
- ・触法障害者への対応について、警察署の方も入ってもらっているので、そういった意見交換もさせてほしい。

(岡崎委員)

- ・就職した人が悩んで相談を受けたことなども、協議会の場で相談させてもらえるといい。
- ・一般の人は、それを「差別」だとわかっていない場合もあるので、それらを理解してもらうようPRしていく必要がある。

以上